

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	4 件

茨城国民年金 事案 616

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から同年3月まで
② 昭和42年4月から43年3月まで

昭和43年3月にA市からB村(当時)に転居した際に、国民年金に加入した。加入時の記憶はあまり無いが、国民年金手帳には、発行年月日が43年3月21日と記載されており、また、同手帳において、昭和42年度の国民年金印紙検認記録と切り取り済みの国民年金印紙検認台紙のページとの間に「43年5月 B村」の検認印が押されていることから、この印が押された際に両申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、両申立期間及び国民年金第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳において、発行年月日が昭和43年3月21日と記載されていることから、申立人に係る国民年金の加入手続はこの時期に行われたものと考えられ、この時点では、申立期間②の保険料については現年度保険料となり、申立人がC村役場において申立期間②の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、申立人自身が保管する領収書により、昭和43年9月から44年3月までの保険料を同年11月17日に過年度納付したことが確認できることから、この時点では、申立期間②の一部については保険料を過年度納付することが可能であったにもかかわらず、納付しなかったと考えるのは不自然であり、申立期間②の保険料については納付済みであったものと考えられる。

加えて、申立人は、昭和50年11月に国民年金に任意加入し、10年以上の長期間にわたり保険料を納付するなど、年金制度に対する意識の高さが

うかがわれる。

- 2 一方、申立人が国民年金に加入したと考えられる昭和43年3月時点では、申立期間①の保険料は過年度保険料となること、保険料の納付時期、納付金額等に係る申立人の記憶が不確かであるため、申立期間①の保険料の納付状況が不明であり、かつ、申立人は、申立期間①の保険料を過年度納付又は特例納付したとは主張しておらず、事実、申立期間①の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人自身が保管する領収書により、昭和43年9月から44年3月までの保険料を同年11月17日に過年度納付したことが確認でき、この時点では、申立期間①については時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 617

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月から 51 年 12 月まで
② 昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 49 年 4 月から 51 年 12 月までの期間及び 52 年 1 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

両申立期間の保険料については、親が納付したり、自分で農協に行って納付した記憶がある。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、両申立期間及び国民年金第 3 号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和 54 年 2 月に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、その後、厚生年金保険料と重複納付していた同年同月及び同年 3 月の国民年金保険料について還付を受けたことが申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により確認できることから、還付を受けた時点では、過去に国民年金保険料の未納が無かったものと考えられ、少なくとも申立期間②の保険料については納付済みであったものと考えられる。

さらに、申立期間②の保険料を納付したとする申立人の両親に係る申立期間②の保険料については納付済みとなっている。

2 一方、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和 53 年 4 月 27 日から同年 5 月 19 日までの間と考

えられ、この時点では、申立期間①の大半については時効により保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から46年12月まで
② 昭和47年1月から50年3月まで
③ 昭和50年4月から同年9月まで
④ 昭和62年1月から63年6月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和42年1月から46年12月までの期間について国民年金に未加入とされており、47年1月から50年9月までの期間及び62年1月から63年6月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間①、②及び③については、飲食店を経営しており、夫婦二人分の保険料をA銀行又は農協において毎月納付していた。

また、昭和63年7月から平成2年3月までの保険料が未納だとして、社会保険事務所から納付書が届き、さかのぼって一括納付していることから、その直前の申立期間④の保険料が未納であるはずがない。

このため、申立期間①が未加入となっていること並びに申立期間②、③及び④の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しており、事実、申立期間③に係るその夫の保険料については納付済みとなっている。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和50年5月1日から同年同月8日までの間と考えられ、この時点では、申立期間③の保険料については現年度保険料であることから、同年10月以降の保険料のみを納付し、申立期間③の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

2 一方、申立人は、その夫が国民年金の加入手続を行い、申立人が申立期

間①の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間①においては国民年金被保険者資格を有しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立人の主張には不合理な点が認められるとともに、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、その夫も既に他界しているため、申立期間①当時の具体的な国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人が国民年金に加入したと考えられる昭和50年5月時点では、申立期間②の大半については時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間④の保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、平成2年10月31日に、その時点で納付が可能であった申立期間④の直後の昭和63年7月から平成2年3月までの保険料を過年度納付したことが確認できるものの、申立期間④の保険料を納付した形跡は見当たらない。

加えて、申立期間①、②及び④の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①、②及び④の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間の昭和43年10月から47年5月までの期間、同年6月から48年3月までの期間及び51年4月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年10月から47年5月まで
② 昭和47年6月から48年3月まで
③ 昭和51年4月から同年5月まで

昭和47年ごろ、A町役場において国民年金の再加入手続を行い、それまで未納であった期間の保険料を調べてもらい、同役場の窓口で一括して保険料約7万円を納付した。その後は、夫と共に保険料を納付していた。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫の保険料と一緒に申立期間②及び③の保険料を納付していたと主張しており、事実、申立人の夫に係る申立期間②及び③の保険料については納付済みとなっている。

また、申立人に係るA町役場が管理する国民年金被保険者名簿の検認記録において、昭和41年4月から43年9月までの期間及び48年4月から51年3月までの期間について、保険料が納付済みとなっていたことを根拠に納付記録の訂正が平成19年11月に行われたことが確認できることから、行政側の申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった事情が認められる。

さらに、昭和41年6月の厚生年金保険被保険者との婚姻により、申立人の国民年金被保険者資格が任意に資格変更されているが、その夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失後、42年3月に申立人の国民年金被保険者資格が再度強制に資格変更されていないことが確認できることから、行政側の申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった事情が認められる。

加えて、申立人が昭和47年ごろにA町役場において国民年金の再加入手続を行った際、行政側は、その夫が自営業者であったにもかかわらず、申立人の国民年金被保険者資格を任意であると誤解し、強制としなかったことが確

認できることから、行政側の申立人に係る国民年金加入時の事務処理が適正に行われていなかった事情が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 1 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から同年 10 月まで

私は、昭和 44 年 1 月に、A 町役場（当時）において国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を 2 度納付した。1 度目は 2 か月又は 3 か月ごとに定額（1 か月 300 円）を A 町役場において納付し、2 度目は昭和 59 年 11 月に、年金受給手続で B 社会保険事務所に出向いた際に、保険料の納付期間が 1 年不足している旨を指摘され、まとめて 12 か月分の保険料（付加保険料を含む。）を納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金記録において、昭和 43 年 11 月から 44 年 10 月までの期間については、本来、強制の国民年金被保険者資格となるべきところ、43 年 11 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料が納付されていたにもかかわらず、同年 9 月 5 日に還付されたことが確認でき、結果的に申立人の国民年金被保険者資格が取り消され、申立期間が未加入期間とされていることから、行政側における事務処理の錯誤が認められる。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った際、申立人の直近の厚生年金被保険者資格の喪失日（昭和 43 年 11 月 14 日）が確認されないまま国民年金被保険者資格の取得日が同年同月 1 日とされていることから、行政側の事務処理において適正を欠いた事実が確認できる。

さらに、申立人は、昭和 44 年 1 月に国民年金の加入手続を行い、申立期間については、A 町役場において、2 か月又は 3 か月ごとに定額（月額 300 円）の保険料を納付したと主張しており、事実、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、同年同月 14 日から同年同月 28 日までの間と考えられ、申立期間当時における保険料月額については 300 円であり、保険料の収納単位については 3 か月単位であったこと

が確認できることから、申立人の主張には信憑^{びよう}性が認められる。

なお、申立人は、申立期間の保険料について、昭和 59 年 11 月に、年金受給手続を行うため社会保険事務所に出向いた際に納付期間の不足を指摘され、付加保険料も含めて 12 月分を納付したと主張しているが、この当時では、申立期間については時効により保険料（付加保険料を含む。）を納付することができず、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いことから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から49年3月まで
② 昭和49年4月から51年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、父が、集金に来たA納税組合の班長を通じて納付していた。その際、一緒に国民健康保険料と固定資産税も納付していた。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、その父が、国民年金の加入手続を行い、両申立期間の保険料を納付していたと主張しており、事実、申立人の父及び母に係る申立期間②の保険料については納付済みとなっている上、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和50年3月5日から同年同月11日までの間と考えられ、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されたその妹に係る申立期間②の保険料についても納付済みとなっていることから、申立期間②について申立人の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

2 一方、申立人が国民年金に加入したと考えられる昭和50年3月時点では、申立期間①の大半については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は申立期間①の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間①の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、その父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間①

の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は申立期間①の国民年金の手續に直接関与しておらず、その父も既に他界しているため、申立期間①当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間及び同年 4 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

両申立期間の保険料については、父と姉が、私に代わって納付していた。このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、両申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、その父が、国民年金の加入手続を行い、その姉と一緒に申立期間②の保険料を納付していたと主張しており、事実、申立人の姉に係る申立期間②の保険料については納付済みとなっていることから、申立人の申立期間②の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人が国民年金に加入した時期は、A 社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 40 年 2 月 9 日以降と考えられ、この時期に国民年金の加入手続を行った他の国民年金被保険者 26 人について、昭和 39 年度の保険料の納付状況を調査したところ、15 人が納付済みであること及び申立人の場合についても 39 年度の保険料の現年度納付が可能であったことから、申立人の申立期間②の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

2 一方、申立人が国民年金に加入したと考えられる昭和 40 年 2 月時点では、申立期間①の大半については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、申立期間①の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間①の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、その父が、国民年金の加入手続きを行い、その姉と一緒に申立期間①の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は申立期間①の国民年金の手続に直接関与していないため、申立期間①当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月21日から同年6月1日まで

B社では、事業拡大のため、C社が立ち上げられた。私は、B社の関連会社であったA社に勤務していたが、C社に出向を命じられ、昭和60年8月20日まで同社に勤務していた。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和59年4月21日とされているが、社命により同社に出向したため、同社における厚生年金保険被保険者期間については同日までではなく、同年6月1日までとなるはずである。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社に在籍していた同僚7人に照会したところ、3人から回答があり、そのうちの一人からは、申立人は申立期間に勤務しており、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた旨の証言が得られた。

また、申立期間当時のA社の取締役からは、申立人は正社員として同社に勤務し、C社に役員として出向したことは記憶しているものの、厚生年金保険料の給与からの控除については不明であり、出向に伴う厚生年金保険被保険者資格の切替手続により申立人に係る厚生年金保険の未加入期間が発生したことについては会社側の怠慢であるとする旨の証言が得られた。

さらに、申立期間当時におけるB社、A社及びC社については、代表者は同一人であり、この3社の事務についてもB社において一括で行われており、実質的にはこの3社が同一企業であったことが申立期間当時のこの3社の代表者の証言により確認できる。

加えて、申立期間当時の当該3社の代表者からは、申立人に係るC社への出向に当たっては、本人に迷惑が掛からないようにされていたはずであるとする旨の証言が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人は、B社、A社及びC社に継続的に勤務していたものと推認できる。また、厚生年金被保険者原票により、C社が任意包括適用事業所の認可を受け、申立人が同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和59年6月1日までの間、A社において厚生年金保険被保険者であったと認めることが妥当であることから、申立人が申立期間の厚生年金保険料をA社の事業主により、給与から控除されていたものと推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者原票の昭和59年3月における標準報酬月額の記録により、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であると主張しているものの、社会保険事務所の記録では、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和59年4月21日となっており、かつ、公共職業安定所からの回答により、申立人が同年同月20日に雇用保険被保険者資格を喪失したことが確認できることから、社会保険事務所と公共職業安定所の双方が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は同年同月21日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和36年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月1日から37年2月1日まで

A社C工場に昭和33年4月1日から勤務し、36年12月1日付けで同社C工場から同社B工場に異動したが、社会保険庁の記録では、同社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日が37年2月1日とされていた。しかし、同一会社内における異動であることから、2か月の厚生年金保険の未加入期間があることに納得がいかない。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社からの回答及び同社から提出された退職者経歴台帳により、申立人が昭和33年4月1日に同社C工場に正社員として採用され、平成14年11月1日に同社を退職するまで同社に継続して勤務しており、同経歴台帳及び同僚の証言から、昭和36年12月1日に同社C工場から同社B工場に異動したことが確認できる。

また、申立人は、D健康保険組合からの回答により、昭和36年12月1日から平成16年12月1日（任意継続期間を含む。）までの期間について、継続して同健康保険組合の組合員であったことが確認できる。

さらに、申立人と一緒に昭和36年12月1日にA社C工場から同社B工場に異動した同僚5人に照会したところ、全員から申立人が正社員であった旨の証言が得られた上、同社からも、正社員については試用期間も含め全員厚生年金保険を適用する取扱いであった旨の回答を得ている。

加えて、申立期間の前後にA社C工場から同社B工場に異動した同僚4人（このうちの一人は申立人が名前を挙げた同僚）について、社会保険庁のオ

ンライン記録により確認したところ、人事異動発令日と同日に同社B工場において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立人の異動時における社会保険の事務処理が適正に行われていなかった事情がうかがえる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険料を給与から、事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿における同年2月の厚生年金保険被保険者資格の再取得時の記録により、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は、申立期間当時の関係書類が残存していないため、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、申立人と同様に昭和36年12月1日にA社C工場から同社B工場に異動した同僚5人についても、同様のケースが確認できることから、厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出が適切に行われなかったことが推認できる。その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和38年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月1日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和38年8月1日から同年10月1日までA社に勤務していた期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。同一企業内における本社からC支店への異動であり、継続して勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険にも加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社からの回答及び同社から提出された退職者辞令控簿並びに雇用保険の加入記録により、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時のA社に勤務していた同僚19人のうち、同社本社から同社C支店に異動となった同僚は5人存在し、そのうち回答が得られた4人中二人から、申立人は申立期間同時に同社C支店に勤務していたとの証言が得られ、かつ、このうちの一人から、当時の正社員については全員社会保険に加入していた旨の証言が得られた。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間当時のA社に勤務していた同僚19人に係る厚生年金保険の加入状況を確認したところ、一人については厚生年金保険被保険者資格に1か月の欠落期間が確認できたものの、残りの18人については欠落期間が存在しないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支店における社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和38

年10月の記録により、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年6月25日に訂正し、申立期間のうち、同年6月から同年9月までの標準報酬月額を3万9,000円とし、同年10月から44年8月までの標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月25日から44年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和43年6月25日から44年9月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。41年4月1日にA社に入社して以降、途中でB自治体からC自治体への転勤はあったものの、途中で退社したことはなく、また、厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の上司及び同僚の証言並びに退職金支給明細書の計算期間の記載内容から判断すると、申立人が入社してから退職するまでA社に継続して勤務していたことが確認できる上、同僚から提出された昭和44年7月1日現在の同社の社員名簿により申立人が同社本社に在籍していたことが確認できるとともに、申立期間当時の上司から、申立人が同社D支店に2年程度勤務した後、時期については不明確であるものの、C自治体の本社に転勤した旨の証言が得られていることから判断すると、申立内容どおり申立人が43年6月25日付けで同社D支店から同社本社に異動したものと推認できる。

また、申立期間当時の複数の同僚から、A社においては、転勤時には直ちに厚生年金保険の加入手続が行われていた旨の証言を得ているとともに、申立人の転勤時期と近接した時期に転勤した同僚の厚生年金保険加入記録については、転勤の際も空白期間が一部を除いてみられないことから判断すると、申立人は、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たものと推認できる。

さらに、申立期間内の標準報酬月額については、本来、昭和 43 年 10 月に定時決定が行われるべきところ、申立人の転勤時期に近接した 40 年代前半に A 社 D 支店から同社本社に転勤した同僚 6 人のうち、5 人が同社 D 支店における最後の標準報酬月額と同額で同社本社において厚生年金保険被保険者資格の取得時に決定されていることから、申立期間のうち、43 年 6 月から同年 9 月までの標準報酬月額については 3 万 9,000 円とし、同社に係る社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の同資格の再取得に係る 44 年 9 月の記録が 4 万 5,000 円となっていることから、申立期間のうち、43 年 10 月から 44 年 8 月までの標準報酬月額を 4 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は不明としているものの、仮に、事業主から申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合、その後に厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が同届を記録しないと考え難いことから、事業主から申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から58年3月までの期間及び59年4月から平成8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成13年4月から16年6月までの国民年金保険料については、申請免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から58年3月まで
② 昭和59年4月から平成8年3月まで
③ 平成13年4月から16年6月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和56年4月から58年3月までの期間、59年4月から平成8年3月までの期間及び13年4月から16年6月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間①及び②の保険料については、妻が、納税組合を通じて夫婦二人分を納付していた。申立期間③の保険料については、申請免除の手続を行ったはずである。

このため、申立期間①及び②の保険料が未納とされていること並びに申立期間③の保険料が申請免除とされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、その妻が納税組合を通じて夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないため、申立期間①及び②当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金保険料の申請免除手続については、基本的に毎年度行わなければならないところ、申立人は、申立期間③に係る申請免除の手続を行ったとしながら、必ずしも毎年度申請免除の手続を行った記憶は無いと主張し

ており、事実、申立期間③当時の申請免除手続の状況が不明である。

さらに、各申立期間は合計 207 か月もの長期間に及んでおり、そのすべての期間において、行政側の^{かし}瑕疵により保険料納付記録及び申請免除記録が消失したとは考え難く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

加えて、申立人の妻に係る申立期間①及び②の保険料並びに申立期間③の一部の保険料が未納となっている上、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付したこと並びに申立期間③の保険料に係る申請免除の手続を行ったことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③の国民年金保険料を申請免除していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 9 月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和 40 年 10 月ごろ、A 区役所において、未納分として 1,800 円を納付しようとしたところ、同区役所の担当職員から、印紙で処理すると言われ、押印を拒否されたことを記憶している。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 10 月ごろに A 区役所において、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、仮に、申立人の主張どおりに保険料を納付する場合、同年同月時点では、申立期間のうち、39 年 4 月から 40 年 3 月までの保険料については過年度保険料となるため、申立期間のすべての保険料を区役所において印紙により納付することは不可能であることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人は、当時住み込みで働いていた勤務先の店主が不正に国民年金加入手続を行い、国民年金手帳が発行されたと主張しているが、現在申立人が保有する昭和 36 年 12 月に発行された国民年金手帳を確認したものの、不適切な加入手続が行われた形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金手帳が無効とされていると主張しているが、現在申立人が保有する国民年金手帳を確認したところ、昭和 38 年度の印紙については 39 年に、39 年度及び 40 年度のページについては 40 年 1 月以降にそれぞれ切り離されたことが確認できることから、申立期間当時、保険料の納付に使用していた国民年金手帳は、申立人が現在保有するものであると認められる。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、申立期間以外にも国民年金の未手続期間及び複数の保険料の未納期間が存在するなど、申立人の保険料の納付意識が高かったとは言い難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から同年11月まで

私が就職した会社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、妻と共に昭和44年4月ごろに国民年金に加入し、54年ごろに過去の未納分の国民年金保険料をまとめて納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年3月に就職した会社が厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったため、44年4月ごろに国民年金に加入したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人が保有する国民年金手帳の発行年月日により、46年12月ごろと考えられることから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、国民年金被保険者資格の取得時期について、昭和44年4月ごろであったと主張しているが、申立人の国民年金被保険者資格については、申立人が国民年金に加入したと考えられる46年12月ごろにA町役場（当時）において、同町役場の職員との応接により、B社を退職した同年11月まで厚生年金保険被保険者であったと誤解され、翌月の同年12月からの取得とされたものと推認でき、事実、申立人と一緒に国民年金に加入したと考えられるその妻についても44年4月から国民年金被保険者資格を有しているところ、厚生年金保険被保険者資格を同年3月21日に喪失したことにより、年金制度上、1か月（同年同月）の空白期間が存在することからみても、申立人の国民年金被保険者資格が44年12月1日とされていることに不自然さはみられず、このため、申立期間については国民年金被保険者資格を有していないことから、54年当時に、その妻と一緒に申立期間の保険料を特例納付

したとする申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、申立人は、昭和 54 年ごろに、特例納付制度を利用して申立期間の保険料を二回に分けて納付したと主張しているが、納付金額、納付場所等についての申立人の記憶が不確かであるため、具体的な申立期間の保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から42年3月までの期間及び45年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月から42年3月まで
② 昭和45年4月から46年3月まで

私は、昭和42年4月ごろ、A市B区において国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料については、B区の修業先において、また、申立期間②の保険料については、C区の自宅において、それぞれ市の徴収員の集金により納付していた。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和42年7月ごろと考えられ、この時点では、申立期間①の過半については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、市役所の徴収員の集金により、3か月ごとに申立期間②及びその前後の期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人が保有する国民年金手帳の検認印の日付により、申立期間②の直後の昭和46年度分の保険料を昭和47年4月7日にまとめて納付したことが確認できることから、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立期間の保険料を後からまとめて納付したとする申立人の記憶が不確かであり、事実、申立期間①及び②の保険料を特例納付及び過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確

定申告書等)が無く、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から47年2月までの期間及び47年3月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年1月から47年2月まで
② 昭和47年3月から50年3月まで

結婚前に、父が、A県B郡において、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付してくれており、結婚後の申立期間②の保険料については、夫が市の徴収員を通じて夫婦二人分を納付していた。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が、昭和44年ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付していたと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、50年4月22日から同年5月23日までの間と考えられ、この時点では、申立期間①の大半については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、その父が、申立期間①当時に居住していたA県B郡において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、仮に、申立人の主張どおりの場合、申立人の国民年金手帳記号については、A県B郡を管轄する社会保険事務所の記号「C」となるべきであるにもかかわらず、D社会保険事務所管内の市町村に払い出される「E」であることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、申立期間の保険料を後からまとめて納付したとする申立人の記憶が不確かであり、事実、申立期間①及び②の保険料を特例納付及び過年度納

付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、その父が、国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の保険料を納付し、その夫が申立期間②の保険料を納付したと主張しているが、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないため、両申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月から同年 10 月まで

私が、昭和 55 年 4 月末に会社を辞めてから、市役所から郵送されてきた国民年金保険料納入通知書により、申立期間の保険料を 3 か月ごとに、まとめて納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を銀行において納付したと主張しているが、申立期間においては国民年金被保険者資格を有していない上、A 市役所が管理する「昭和 55 年度収納者リスト（年金用）兼検認票」には、申立人の名前が記載されていないことが確認できることから、納付書により申立期間の保険料を納付することができなかったものと推認できる。

また、申立人は、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の都度、その妻の国民年金に係る手続を確実に行っていたと主張しているが、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和 53 年 1 月以降の期間についても、申立人の妻に係る国民年金被保険者資格については強制のままであり、任意への資格変更手続又は喪失手続のいずれも行われていなかったことが確認できることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、申立人は、年金及び健康保険の手続について、いつもその妻と同時期に行っていたと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人が保有する国民年金保険料領収証書に係る領収印の日付により、昭和 49 年 1 月から同年 3 月 25 日までの間と考えられ、一方、申立人の妻が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号により、50 年 7 月 15 日と考えられることから、申立人の主張と一致しない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から47年3月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和43年1月から47年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。
しかし、私が20歳になった時に、母が、国民年金の加入手続きを行い、A納税組合を通じて申立期間の保険料を納付していた。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和47年3月29日から同年4月1日までの間と考えられ、この時点では、申立期間の大半については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、申立期間の保険料をまとめて後から納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、その母が、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月及び同年12月から2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年9月
② 平成元年12月から2年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、平成元年9月及び同年12月から2年3月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

私は、国民年金に加入後、国民年金と厚生年金保険との間に切替が数回あるが、少なくとも、両申立期間については、市役所において国民年金の加入手続を行い、現金で1か月当たり8,000円の保険料を納付したので、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失する都度、市役所において国民年金の加入手続を行い、現金で保険料を納付していたと主張しているが、両申立期間に係る国民年金被保険者資格については、申立人が平成8年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、同年同月12日に市役所において国民年金の加入手続を行った際に、さかのぼって取得したことが確認できることから、この時点では、両申立期間については時効により保険料を納付できないことから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人は、両申立期間の保険料として1か月8,000円を納付したと主張しているが、両申立期間の国民年金被保険者資格については平成8年4月に取得したことが確認できることから、両申立期間当時には国民年金被保険者資格を有しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわ

せる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 1 日から 46 年 6 月 30 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 45 年 7 月 1 日から 46 年 6 月 30 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、A社を退職した時期は昭和 46 年 6 月末であり、当時の給与明細などは残っていないものの、間違いなく同社に在職していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、社会保険事務所が管理する同社の厚生年金保険被保険者原票により、申立人が同社において昭和 45 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認でき、それ以降の期間についても、当時の事業主から、勤務期間の特定はできないが勤務していた旨の証言が得られたことにより推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、公共職業安定所に照会したところ、申立期間に係るA社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答があった。

さらに、A社に係る社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者原票により、申立人が昭和 45 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 7 月 1 日に同資格を喪失したことが確認できるとともに、社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者原票により、他者において申立期間内の同年 10 月に標準報酬月額の時決定が行われたことが確認できる。

加えて、申立期間当時のA社の事業主の証言により、事業主の父が社会保

険事務担当者であったことが判明したものの、事業主の父は既に他界しているため、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立期間においてA社に勤務していた同僚9人に照会したところ、回答が得られた5人から、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の加入に関する具体的な証言は得られなかった。

なお、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、申立期間当時に国民年金被保険者となっており、申立期間の国民年金保険料を納付したことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年から 62 年まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社、B社及びC社に勤務していた昭和 57 年ごろから 62 年ごろまでの期間の記録が無かった旨の回答を受けた。

これらの会社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A社、B社及びC社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、公共職業安定所に照会したところ、申立期間に係るA社、B社及びC社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答があった。

2 A社について、社会保険事務所の記録により、「D」について検索したところ、厚生年金保険の適用事業所についてはE区にある同社のみが該当したため、同社に照会したところ、申立期間当時からF郡G村（当時）に同社H工場が存在していたことが確認でき、その所在地が申立人の主張する所在地と一致することから、申立人が主張する会社が同社であると推認できる。

また、A社に照会したものの、申立期間当時に申立人が同社に勤務していたことが確認できる書類等は残存していないとの回答であり、申立期間当時の同社H工場長に照会したところ、申立人に係る勤務状況及び厚生年

金保険に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立期間当時のA社H工場長及び同社に勤務していた同僚7人のうち、回答が得られた4人から、いずれも申立人に係る当時の勤務状況及びの厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

加えて、申立期間当時のA社に係る社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、オンライン化のため、申立期間のうち、昭和61年12月1日までに厚生年金保険被保険者資格を取得した者までしか記載されていないところ、同名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難く、また、申立期間のうち、同一日以降の期間当時の同社に係る社会保険庁のオンライン記録においても、申立人の名前は無い。

- 3 B社について、社会保険事務所の記録では、同社は、新たに昭和61年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年6月30日以前の期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B社の事業主から、申立人が同社に勤務していた期間については、厚生年金保険の適用事業所になる前の期間であった旨の証言が得られており、一方、申立期間当時の同社の社会保険事務担当者から、申立人はアルバイト勤務であったため、厚生年金保険に加入していなかった旨の証言が得られた。

さらに、申立期間当時の同僚から、申立人がB社においてアルバイト勤務であり、勤務期間は1年未満であった旨の証言が得られた。

加えて、申立期間当時のB社に係る社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、オンライン化のため、申立期間のうち、昭和61年9月16日までに厚生年金保険被保険者資格を取得した者までしか記載されていないところ、同名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難く、また、申立期間のうち、同一日以降の期間当時の同社に係る社会保険庁のオンライン記録においても、申立人の名前は無い。

- 4 C社に照会したところ、事業主から、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたものの、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成19年10月である旨の証言が得られ、事実、社会保険事務所の記録では、同社は、新たに平成19年10月16日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が申立期間当時のC社における同僚について記憶していな

い上、申立期間当時に同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、社会保険事務所に同社の記録が無く、同社にも当時の記録が残存していないことから、申立期間当時における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

- 5 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。
これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から29年10月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A組合（昭和33年2月にB組合に改組。以下同じ。）に勤務していた昭和22年4月1日から29年10月1日までの期間の記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、私は、A組合を退職する直前の3年ないし4年の間、総務事務を担当しており、毎月、社会保険事務所から送られてきた納入告知書に保険料を添えて、C町（当時）の支所に届けていた記憶がある。また、私の給与からも、毎月、厚生年金保険及び健康保険の保険料が控除されていた記憶がある。

同時期に他の村の組合に勤務していた数人の知人には厚生年金保険の加入記録があると聞いており、各組合と同規模であったA組合についても社会保険に加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A組合に勤務していた申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が管理する事業所番号索引簿及び社会保険庁のオンライン記録を確認したものの、A組合が厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い。

さらに、申立人は、申立期間当時のA組合の組合長及び同僚5人すべての名前を記憶しているものの、生年月日については不明であるため、同僚5人

中3人については社会保険庁の年金記録が特定できず、年金記録が特定できた組合長及び同僚二人については、既に他界しており、当時の厚生年金保険の適用について証言が得られなかったものの、組合長及び社会保険庁の記録により年金記録が特定できた同僚二人のうち一人については、B組合が厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できる昭和33年4月1日から厚生年金保険の加入記録が存在し、もう一人の同僚については厚生年金保険の加入記録が無かった。

加えて、D組合（平成5年8月にB組合と合併）に照会したものの、申立期間当時の状況を承知している者が存在せず、A組合の職員台帳が残存していないため、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認できない。

このほか、本申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 9 月から 37 年 5 月まで
② 昭和 37 年 6 月から 38 年 4 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 34 年 9 月から 37 年 5 月までの期間及びB社に勤務していた同年 6 月から 38 年 4 月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

どちらの事業所においても間違いなく勤務していたので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A社及びB社に勤務していた両申立期間において厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

2 A社に係る申立期間①について、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、A社の代表取締役等に照会したものの、申立人に係る申立期間①当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立期間①当時にA社に勤務していた同僚5人に照会したところ、回答が得られた4人からは、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年

金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかったものの、そのうちの一人からは、申立人が申立期間①当時に同社に勤務していなかったとする旨の証言が得られた。

加えて、申立人は、申立期間①当時のA社における同僚として二人の名前を挙げているものの、一人については既に他界しており、もう一人については申立人が名字を記憶しているのみであることから、連絡先が不明である上、年金記録も確認できなかった。

- 3 B社に係る申立期間②について、同事業所は昭和38年10月に廃止されており、その業務については、現在、C社に継承されていることから、同社総務課（人事担当）に、申立期間②当時の申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用について照会したところ、「当時の職員録によると、申立人は、旧C社の職員ではなく、臨時雇用員と思われる。また、当時の在籍を確認できる資料は無く、申立期間②当時の申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。さらに、当時の臨時雇用員については、D共済組合に加入することはできない上、厚生年金保険の適用もなかったのではないかと思われる。」とする旨の回答が得られている。

加えて、申立期間②当時の同僚として申立人が名前を挙げた一人（臨時雇用員：女性）については、D共済組合の加入事業所であるため、社会保険庁の年金記録で検索できない上、氏名、住所、生年月日等も不明であることから、C社総務課（人事担当）に照会したものの、B社における在籍は確認できない旨の回答であった。

さらに、「A社」と類似する名称の事業所について、社会保険庁のオンライン記録により、「E」を検索したところ、6事業所が確認でき、このうちの4事業所については申立期間②当時に厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるものの、この4事業所に係る社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、いずれも申立人の名前が無いことから、申立人が勤務していた事業所であるとは考え難い。

- 4 このほか、各申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。